

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第九条の規定 令和六年六月一日

二 第三条、第六条、第十条、第十一条、第十五条、第十七条、第十九条、第二十二條、第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「第一条改正後介護給付費等単位数表」という。）の第1の1の注17、第2の1の注14、第3の1の注12、第4の1の注11、第5の1の注11、第

6の1の注9、第7の1の注15の4、第8の1の注9、第9の1の注6、第10の1の注4の4、第11の1の注6の4、第12の1の注7、第13の1の注6、第14の1の注13、第14の2の1の注5、第14の3の1の注10、第15の1の注6、第15の1の2の注9及び第15の1の2の2の注6並びに第二十一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の注10の規定は適用しない。ただし、第一条改正後介護給付費等単位数表第5の療養介護サービス費、第6の生活介護サービス費、第7の短期入所サービス費、第9の施設入所支援サービス費、第10の機能訓練サービス費、第11の生活訓練サービス費、第12の就労移行支援サービス費、第13の就労継続支援A型サービス費、第14の就労継続支援B型サービス費又は第15の1の共同生活援助サービス費、1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費若しくは1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定している事業所又は施設が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

2 令和九年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第11の2の1の注4の規定は適用しない。

(食事提供体制加算に関する経過措置)

第三条 令和六年九月三十日までの間、第一条改正後介護給付費等単位数表第6の10、第7の8、第10の6、第11の7、第12の7、第13の7及び第14の7の規定の適用については、これらの規定中「次の(1)から(3)までのいずれにも」とあるのは「次の(2)及び(3)のいずれにも」とする。

(居宅介護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第四条 この告示の適用の際、第八条の規定による改正前のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（以下「平成十八年第五百四十三号告示」という。）第一号イ、ハ又はニの適用を受けている指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に係る第八条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示第一号イ、ハ又はニの適用については、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

(行動援護に係る特定事業所加算の見直しに関する経過措置)

第五条 この告示の適用の際、第八条の規定による改正前の平成十八年第五百四十三号告示第十三号の適用を受けている指定行動援護事業所に係る第八条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示第十号の適用については、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

(福祉・介護職員等処遇改善加算に係る経過措置)

第六条 令和七年三月三十一日までの間は、第九条の規定による改正後の平成十八年第五百四十三号告示(以下「第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示」という。)第二号イの(1)の(一)(第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、第十四号、第十六号の二、第十八号の二、第二十七号の二、第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第四十一号において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二号イの(1)の(二)(第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第六号、第十号、第十四号、第十六号の二、第十八号の二、第二十七号の二、第三十号、第三十三号、第三十五号の二、第三十七号の二、第三十九号の三及び第四十一号において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「賃金改善後」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

2 令和七年三月三十一日までの間は、第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二十号イ（第九条改正後平成十八年第五百四十三号告示第二十三号、第二十五号の二及び第三十八号の二において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用については、同号イ中「第二号イの(1)から(9)まで」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第 号）附則第六条第一項の規定により読み替えられた第二号イの(1)の(二)及び同号イの(2)から(9)まで」とする。

3 令和六年五月三十一日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）第1の5、第2の6、第3の5、第4の5、第5の6、第6の14、第7の14、第8の3、第9の14、第10の9、第11の13、第12の16、第13の15、第14の17、第14の2の7、第14の3の11及び第15の9の福祉・介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、福祉・介護職

員等ベースアップ等支援加算（旧介護給付費等単位数表第1の7、第2の8、第3の7、第4の7、第5の8、第6の16、第7の16、第8の5、第9の16、第10の11、第11の15、第12の18、第13の17、第14の19、第14の2の9、第14の3の13及び第15の11の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業者又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)まで（第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の5、第2の6、第3の5、第4の5、第5の6、第6の14、第7の14、第8の3、第9の14、第10の9、第11の13、第12の16、第13の15、第14の17、第14の2の7、第14の3の11及び第15の9の福祉・介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までをいう。）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

(中核的人材養成研修に関する経過措置)

第七条 令和九年三月三十一日までの間は、第十三条の規定による改正後のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者第十四号に規定する中核的人材養成研修は、同号に規定する研修であつて、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限るものとする。

(機能強化型相談支援事業所に関する経過措置)

第八条 令和六年三月三十一日において、第二十七条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(以下「新指定計画相談支援算定基準」という。)第一号イ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。)については、令和七年三

月三十一日までの間、新指定計画相談支援算定基準第一号イの(1)の(六)及び(七)の基準に適合しているものとみなして、新指定計画相談支援算定基準第一号イ、ロ及びハの規定を適用する。